

「令和8年度札幌市在宅医療におけるオンライン診療導入促進に係る実証試験業務」 企画提案説明書

1 業務の名称

令和8年度札幌市在宅医療におけるオンライン診療導入促進に係る実証試験業務

2 本書の目的

本書は、札幌市が実施する「令和8年度札幌市在宅医療におけるオンライン診療導入促進に係る実証試験業務」（以下「本業務」という。）の契約候補者を選定するための企画競争の実施に関する必要な事項を定めることを目的とする。

3 業務の目的

札幌市では高齢者の増加などによる在宅医療の需要増加と医療従事者の不足が見込まれており、また、冬期間の積雪にともなう医師の移動負担といった課題もあることから、オンライン診療の活用に、医師の負担軽減及び医療機関の診療の効率化による質を担保した在宅医療提供体制の構築が期待される。

一方、経営面や運用面等の課題から在宅医療提供医療機関でのオンライン診療の導入が進まない状況にあることから、令和7年度に医療機関からヒアリングを行い、オンライン診療の活用可能な対象患者や適用想定等について検討を行った。

こうした背景を踏まえ、在宅医療提供医療機関における持続可能なオンライン診療の導入を促進するため、医療機関の協力のもと、「D to P with N」を基本としたオンライン診療を試験的に実施し、在宅医療におけるオンライン診療の(1)有効性と持続可能性の検証、(2)患者・医療機関・施設における受容性と課題の把握、(3)活用事例の横展開を図ることを目的とする。

4 業務の内容等

(1) 業務の内容

別紙仕様書のとおり。なお、仕様書の内容は現時点の予定であり、今後、打ち合わせの中で変更する可能性がある。

(2) 履行期間

契約締結日から令和9年3月26日（金）まで

(3) 予算額（事業規模）

4,900,000円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とする。

5 参加資格

次の条件のいずれをも満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する事項に該当しない者であること。

- (2) 札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。なお、当該名簿に登録されていない者でこの企画競争に参加しようとする者は、別途指定する書類を提出すること。これをもとに保健福祉局ウェルネス推進部において、名簿登録に係る資格要件と同等の審査を行った上で参加資格を判断する。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合が参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での参加を希望していないこと。
- (6) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第7条に規定する暴力団関係事業者その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。

6 企画競争実施に係るスケジュール

公募開始（告示）	令和8年7月7日（火）
質問の受付期限	令和8年7月15日（水）13時00分
質問への回答	令和8年7月16日（木）
企画競争参加意向申出書の提出期限	令和8年7月24日（金）13時00分
企画提案書類の提出期限	同上
企画提案審査会	令和8年7月28日（火）午後
契約候補者の決定及び契約締結	令和8年7月下旬～8月中旬

7 提出書類及び提出方法等

- (1) 企画競争参加意向申出書及び参加資格確認に係る書類

ア 提出書類

※ 札幌市競争入札参加資格者名簿に登載されている者については、(イ)(ウ)(エ)(オ)(カ)の提出は要しないものとする。

- (ア) 企画競争参加意向申出書（様式1）
- (イ) 登記事項証明書
- (ウ) 申出書（様式2）
- (エ) 直近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書

(オ) 納税証明書（市町村税及び消費税）

(カ) 誓約書（様式3）

イ 提出期限 令和8年7月24日（金）13時00分（必着）

ウ 提出方法 郵送又は持参

※ 持参する場合は月曜日から金曜日（祝日除く）の8時45分から17時15分までの時間に行くこと。

エ 提出先 〒060-0002 札幌市中央区北2条西1丁目 ORE札幌ビル7階

札幌市保健福祉局ウェルネス推進部医療政策課

(2) 企画提案書

ア 内容

以下の項目を網羅する内容とし、A4サイズで11部（郵送又は持参）並びにPDFファイル形式（電子メール）で提出すること。

(ア) 企画提案項目

仕様書「4 業務内容」の実施に係る以下の内容

①実施方針・体制

- ・業務実施における体制（人員、連絡体制等）及び業務スケジュール
- ・業務全体を円滑に進められる知見、技術、専門性、本業務に関連する実績

②業務実施方法

- ・仕様書4(2)にて想定する効果的かつ具体的な内容・方法等
- ・仕様書4(3)にて想定する効果的かつ具体的な内容・方法等
- ・仕様書4(5)にて想定する効果的かつ具体的な考え方・内容等

③独自提案

- ・業務目的をさらに高めるための具体的な内容等

※ 実際に実施する内容は、提案内容をもとに、札幌市と選定された契約候補者が協議した上で、札幌市が決定する。

(イ) 想定経費内訳

積算根拠が分かるように作成すること。

※ 契約金額は、別途、選定された契約候補者から見積書の提出を受けて決定する。

イ 提出期限

令和8年7月24日（金）13時00分（必着）

ウ 提出方法

11部は郵送又は持参とし、PDFファイルは電子メールとする。

※ 持参する場合は月曜日から金曜日（祝日除く）の8時45分から17時15分までの時間に行くこと。

※ 電子メールの件名は「令和8年度札幌市在宅医療におけるオンライン診療導入促進に係る実証試験業務に関する企画提案書」とすること。

エ 提出先 〒060-0002 札幌市中央区北2条西1丁目 ORE札幌ビル7階

札幌市保健福祉局ウェルネス推進部医療政策課

メールアドレス：iryokikaku@city.sapporo.jp

オ 企画提案書作成にあたっての留意事項

- (ア) A4サイズ（片面印刷）とし、ページ数は最大20ページ（表紙を除く）とすること。
- (イ) 企画提案書には表紙をつけ、表題として「令和8年度札幌市在宅医療におけるオンライン診療導入促進に向けた実証試験業務」と記載すること。
- (ウ) 企画提案書は正本1部、副本10部を作成する。正本は表紙に社名を記載するが、副本には記載しないこと。また、正本は左上1か所ホチキス留めとし、副本はダブルクリップ等で留め、ホチキス留めはしないこと。
- (エ) 正本を除き、会社名及び会社名を類推できる表現や氏名を入れず、会社名については「弊社」若しくは「〇〇社」、氏名については、「〇〇」、複数名を記載する場合は、アルファベット表記等、特定できない表現で記載すること。ただし、これらが混在しないように留意すること。また、所在地についても、正本を除き、「北海道札幌市」など市町村までの記載とし、会社を特定できないように留意すること。

8 質問の受付及び回答

(1) 質問書の受付

ア 受付期限：令和8年7月15日（水）13時00分（必着）

イ 提出書類：質問書（様式4）

ウ 提出方法：電子メール

電子メールの件名は「令和8年度札幌市在宅医療におけるオンライン診療導入促進に係る実証試験業務に関する質問」とすること。

エ 提出先メールアドレス：iryokikaku@city.sapporo.jp

(2) 質問に対する回答

令和8年7月16日（木）17時00分までに随時、札幌市公式ホームページにて公開する。なお、受付期限までに到着しなかった質問には回答しない。また、当該企画競争に直接関連する質問に対してのみ回答を行うものとし、全ての質問に回答するとは限らない。

9 企画提案の審査及び契約候補者の選定

札幌市が設置する企画競争実施委員会による企画提案審査会において、提案された企画内容の審査を行う。審査方法は、「採点表」に基づき同委員会の委員がそれぞれ評価し、その総合計得点が最も高かった者を契約候補者として選定するものとする。

(1) 企画提案審査会

ア 日時・場所

令和8年7月28日（火）午後・0RE札幌ビル内会議室

※ 時間や会場の詳細については、別途通知する。

イ 内容

ヒアリングは、1提案者あたり30分程度（15分の説明と15分の質疑応答）を予定しており、順次、個別に行う。当日の説明員は3名以内とする。また、ヒアリングにおいて、事業者名を述べることは認めないものとする。

なお、追加資料の配布やプロジェクター等の使用は認めない。

※ 提出された企画提案書等による事前審査を行う場合がある。

ウ その他

提案者が1者の場合でも、企画提案審査会を実施する。

また、総合計得点が最低基準点（企画提案審査会出席委員の持ち点合計の60%）未満の場合は契約候補者として認めない。

なお、総合計得点が同点となった場合は、企画競争実施委員会の協議により決定することとする。

(2) 結果通知

審査の結果は、後日、提案者全員に対して文書により通知する。

(3) 契約の締結

原則として審査により選定された契約候補者との間で随意契約を行う。ただし、該当候補者の辞退等の理由により契約が締結できない場合は、企画提案審査会において次点であった者を契約候補者とする。

(4) 評価についての疑義申立て

参加者は、自らの評価に疑義がある場合は、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に書面により自らの評価について疑義の申立てを行うことができる。

10 参加資格の喪失

参加資格を有することについて確認を受けた者が、以下のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案に関する評価は行わず、または、契約候補者としての選定を取り消すものとする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、または満たさないこととなったとき。
- (2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、または利害関係を有することとなったとき。

11 留意事項

- (1) 企画提案にかかる費用は提案者の負担とする。
- (2) 提案書類は返却しない。
- (3) 提出期限後の提案書類の変更、差替え、追加及び再提出は認めない。
- (4) 提案書類は、本企画競争に必要な範囲で複製することがある。
- (5) 著作権等に関する事項は以下のとおりとする。

ア 企画案の著作権は各提案者に帰属する。

- イ 札幌市が本企画競争の実施に必要と認めるときは、企画案を札幌市が利用（必要な改変を含む。）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
 - ウ 提案者は、札幌市に対し、提案者が企画案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
 - エ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
 - オ 提出された企画案その他本企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。
- (6) 天災等の不測の事態により、文書等の到達が遅延する恐れがある場合は、事前に後述の担当者まで連絡し、指示を受けること。
- (7) 以下のいずれかに該当するときは、失格又は無効となることがある。
- ア 参加者及びその関係者が、選定結果に影響を及ぼすような不誠実な行為を行ったとき
 - イ その他、札幌市が不適切と判断したとき

12 その他

不測の事態により、業務内容の全部もしくは一部の実施が困難になった場合は、札幌市と受託者が協議した上で、契約前又は業務履行期間中に、業務内容や契約金額等を変更する可能性がある。

13 本件に係る問い合わせ先

〒060-0002 札幌市中央区北2条西1丁目 0RE札幌ビル7階
札幌市保健福祉局ウェルネス推進部医療政策課 担当：吉村
電話：011-211-3517
Eメール：iryoukikaku@city.sapporo.jp

公募型企画競争参加意向申出書

令和8年 月 日

(あて先)

札幌市長 秋元 克広

住 所

法人名

代表者

「令和8年度札幌市在宅医療におけるオンライン診療導入促進に係る実証試験業務」に係る公募型企画競争への参加を希望します。

1 札幌市競争入札参加資格者への登録

有（登録業種： ） ・ 無

※「無」の場合は、参加資格確認に係る書類を添付してください。

2 業務担当者

- ・ 部署名
- ・ 氏名
- ・ 電話番号
- ・ メールアドレス

申 出 書

年 月 日

(あて先) 札幌市長

住 所
申出人 商号又は名称
職 ・ 氏 名 印

札幌市と契約を締結いたしたく、下記事項を誓約したうえで契約手続きに参加することを申し出ます。

記

- 1 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者で、その事由の発生の日から申出日までにおいて3年を経過しない者でないこと。
- 3 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2年を経過しない者でないこと。
- 4 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）に基づき札幌市が発注する建設工事その他の事務又は事業の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないように、暴力団員及び暴力団関係事業者を入札、契約等から排除していることを承知していること。
- 5 次に掲げる者のいずれにも該当せず、また、今後もこれらの者に該当することのないこと。
 - (1) 役員等（申出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、申出者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者を、申出者が団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者。
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者。
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関

与していると認められる者。

- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。
- 6 上記5の各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、札幌市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出いたします。
- 7 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第13条第2項に基づき本申出書及び役員名簿等が札幌市から警察その他の関係機関に提供されることに同意いたします。
- 8 使用する下請負人等が、本申出書5の各号に掲げる者に該当する事業者であると札幌市が北海道警察本部から通報を受け、又は札幌市の調査により判明し、札幌市から下請契約等の解除又は二次以降の下請負等にかかる契約の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。
- 9 本申出書に関して虚偽の申し出をしたことが判明した場合又は本申出書に違反したことにより、札幌市と締結した契約を解除されても異議を申し立てません。また、これらにより損害が生じた場合であっても、札幌市に対して何らの請求もいたしません。

備考 申出人が法人の場合は、登記事項証明書等の会社概要がわかる書類を添付すること。

誓約書

年 月 日

札幌市長様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

私は、札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）に基づき、札幌市が発注する建設工事その他の事務又は事業の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないように、暴力団員及び暴力団関係事業者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

- 私は、札幌市が実施する競争入札参加資格審査の申請に当たり、次に掲げる者のいずれにも該当せず、また、今後もこれらの者に該当することはありません。
 - 役員等（申出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、申出者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者を、申出者が団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者。
 - 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者。
 - 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
 - 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者。
 - 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。
- 私は、本誓約書1の各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、札幌市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 私は、札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第13条第2項に基づき本誓約書及び役員名簿等が札幌市から警察その他の関係機関に提供されることに同意します。
- 私が使用する下請負人等が、本誓約書1に該当する事業者であると札幌市が北海道警察本部から通報を受け、又は札幌市の調査により判明し、札幌市から下請契約等の解除又は二次以降の下請負等にかかる契約の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。
- 私は、本誓約書に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合又は本誓約書に違反したことにより、札幌市の競争入札参加資格者の登録の取消し又は札幌市と締結した契約を解除されても異議を申しません。また、これらにより損害が生じた場合であっても、札幌市に対して何らの請求もしません。

公募型企画競争に係る質問書

業務名	令和8年度札幌市在宅医療におけるオンライン診療導入促進に係る実証試験業務
事業者名	
担当者	
連絡先	E-mail : TEL :
記載箇所	質問内容

※行は必要に応じて追加してください。

※受付期限は令和8年7月15日（水）の13時（必着）です。